

# 目 次

## 第 1 号 (5月6日)

1	出席議員	1
2	欠席議員	1
3	説明のための出席者	1
4	職務のための出席者	1
5	議事日程	1
6	本日の会議に付した事件	2
7	議事	
	開会	3
	日程第1 仮議席の指定	
	日程第2 議長選挙	
	日程第3 議席の指定	
	日程第4 会議録署名議員の指名	
	日程第5 会期の決定	
	日程第6 副議長選挙	
	日程第7 常任委員会委員の選任	
	日程第8 議会運営委員会委員の選任	
	日程第9 南越消防組合議会議員選挙	
	日程第10 南越清掃組合議会議員選挙	
	日程第11 福井県丹南広域組合議会議員選挙	
	日程第12 公立丹南病院組合議会議員選挙	
	日程第13 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	
	日程第14 発議第3号 原子力安全対策特別委員会設置に関する決議	
	日程第15 発議第4号 新幹線・在来線対策特別委員会設置に関する決議	
	日程第16 発議第5号 自然保護並びに環境保全対策特別委員会設置に関する決議	
	日程第17 発議第6号 議会広報特別委員会設置に関する決議	
	日程第18 特別委員会委員の選任	

- 日程第 19 議案第 54 号 専決処分の承認を求めることについて  
(南越前町税条例等の一部改正)
- 日程第 20 議案第 55 号 専決処分の承認を求めることについて  
(南越前町国民健康保険税条例の一部改正)
- 日程第 21 議案第 56 号 南越前町一般職の職員の給与に関する条例及び南越前町常勤の特別職職員の  
給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 57 号 南越前町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に  
ついて
- 日程第 23 議案第 58 号 南越前町監査委員の選任について

令和4年5月南越前町議会会議録

招集の告示 令和4年 4月22日 南越前町告示第118号  
招集の期日 令和4年 5月 6日  
招集の場所 南越前町役場 議場

第 1 号 5月6日(金)

出席議員(敬称略) 12名

1番 高谷直樹	2番 谷口善治	3番 高橋宏介
4番 山本徹郎	5番 坪川伸理	6番 大浦和博
7番 城野庄一	8番 熊谷良彦	9番 加藤伊平
10番 喜村喜代治	11番 平谷弘子	12番 山本 優

欠席議員(敬称略) なし

会議録署名議員 1番 高谷直樹 2番 谷口善治

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町 長	岩倉光弘		
副町長	北野 徹		
総務課長	関根将人	観光まちづくり課長	初 一 剛
町民税務課長	野村和子	保健福祉課長	坂井好美
農林水産課長	市村 誠	建設整備課長	新海昌弘

(教育委員会)

教 育 長	上田康彦	事 務 局 長	中村勝典
-------	------	---------	------

職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長	森 貴之	書 記	三原順子
--------	------	-----	------

議事日程(別紙のとおり)

## 会議に付した事件

仮議席の指定

議長の選挙

議席の指定

会議録署名議員の指名

会期の決定

副議長の選挙

常任委員会委員の選任

議会運営委員会委員の選任

南越消防組合議会議員の選挙

南越清掃組合議会議員の選挙

福井県丹南広域組合議会議員の選挙

公立丹南病院組合議会議員の選挙

福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

発議第3号 原子力安全対策特別委員会設置に関する決議

発議第4号 新幹線・在来線対策特別委員会設置に関する決議

発議第5号 自然保護並びに環境保全対策特別委員会設置に関する決議

発議第6号 議会広報特別委員会設置に関する決議

## 特別委員会委員の選任

議案第 5 4 号 専決処分の承認を求めることについて  
(南越前町税条例等の一部改正)

議案第 5 5 号 専決処分の承認を求めることについて  
(南越前町国民健康保険税条例の一部改正)

議案第 5 6 号 南越前町一般職の職員の給与に関する条例及び南越前町常勤の  
特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第 5 7 号 南越前町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部改正について

議案第 5 8 号 南越前町監査委員の選任について

---

開 会  
〔開会 午前10時00分〕

○**議会事務局長（森貴之君）** 皆さま、おはようございます。事務局長の森でございます。よろしくお願いいたします。

さて、本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。

議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、山本 優議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

山本 優議員、議長席へお着きください。

○**臨時議長（山本優君）** ただいまご紹介をいただきました山本 優でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。皆さま方のご協力、よろしくお願い申し上げます。

ただ今から、令和4年5月南越前町議会臨時会を開会いたします。本日の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

〔午前10時03分〕

○**臨時議長（山本優君）** 開会にあたりまして、岩倉町長より発言を求められておりますので、これを許します。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○**臨時議長（山本優君）** 岩倉町長

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○**町長（岩倉光弘君）** 本日ここに、令和4年5月臨時議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日新しい議員各位による初めての議会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、この度の町議会議員の選挙におきまして見事ご当選され、誠にめでたうございます。心からお祝いを申し上げます。

任期中は、南越前町の地域全体の発展と住民福祉の向上のために、格別のご尽力を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

さて、本町が直面しております喫緊の課題は、人口減少対策と地域の活性化であります。

人口減少対策では、町営住宅などの継続的な整備はもとより、今後は、空き家の住宅用地を更地状態にすることを取得の条件に空き家の解体・撤去を促す支援制度の設計に着手しまして、住宅用地の流動化を進めていくとともに、子育て支援策などより多くの方がこの町に定住していただけるさまざまな施策を展開してまいります。

また、昨年10月にオープンし、既に70万人以上の方がご利用いただいております道の駅「南えちぜん山海里」を町内の観光の中核施設とし、重要伝統的建造物群保存地区の「北国街道 今庄宿」に加え、日本遺産である「北前船寄港地 船主集落」と「旧北陸線トンネル群などの鉄道遺産」、国の重要文化的景観に選ばれた「水仙畑」、さらには史跡「杣山城跡」など多くの魅力あふれる地域資源を内外に積極的にアピールするとともに、近隣市町と連携して北陸新幹線敦賀駅開業後の広域観光ルートを構築することで地域の活性化につなげてまいりたいと思います。

一方で、健全で盤石な財政運営体制の構築を目指すとともに、住民本位の行政サービスを一層徹底するために、私の掲げた6つのまちづくりを鋭意推進してまいります。

この町に暮らす全ての皆さまが、将来にわたり安全に安心して暮らせるよう力強く取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、町民の皆様の負託に応えるべく、十分なるご議論、討議をいただき、南越前町の町政発展のために絶大なるご尽力を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

最後になりましたが、議員各位におかれましては、ますますご健勝でご活躍下さいますよう、心からご祈念をお願い申し上げます、ご当選のお祝いと本日の5月臨時会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。以上です。

〔町長（岩倉光弘君）降壇〕

○臨時議長（山本優君）これにて、町長の発言を終わります。これより、本日の日程に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 仮議席の指定

○臨時議長（山本優君）日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

---

## 議長の選挙

○臨時議長（山本優君） 日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○臨時議長（山本優君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○臨時議長（山本優君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。議長に、9番 喜村喜代治君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました喜村喜代治君を議長の当選人と定めることにいたしたいと存じます。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○臨時議長（山本優君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました喜村喜代治君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました喜村喜代治君が議場におられますので、南越前町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

新議長 喜村喜代治君の当選承諾の発言を求めます。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○臨時議長（山本優君） 喜村 喜代治君

〔新議長（喜村喜代治君）登壇〕

○新議長（喜村喜代治君） 議長就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、本会議におきまして皆さま方にご推挙賜り、議長の職に就任させていただくことになりました。誠に身に余る光栄であります。ありがとうございます



います。わたくしは議員経験も少なく、浅学菲才、もとよりその器ではございませんが、皆さま方のご協力をいただきながら諸問題に取り組んでまいりたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。今、本町では、少子高齢化、人口減少、若者の定住などの多くの課題が山積いたしております。これらに対応すべく、厳しい財政状況の中、令和4年度6つのまちづくり事業を確実に実施することにより、これからも住み続けたいと言われるまちづくりを町としては目指しております。議会といたしましても、町民の皆さまの声を町政に反映すべく、全力を挙げて精進してまいりたいと思っております。今後とも皆さま方のご理解とご支援をお願い申し上げます、議長就任の挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

〔新議長（喜村喜代治君）降壇〕

○臨時議長（山本優君）議長が決定されましたので、これをもって臨時議長の職務を終了いたします。

本日は、円滑なる議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

それでは、喜村議長と交代いたしたいと思っております。喜村議長、議長席にお着き願います。暫時休憩いたします。

---

休 憩  
〔休憩 午前10時13分〕  
〔再開 午前10時14分〕

---

再 開

○議長（喜村喜代治君）会議を再開いたします。

---

議 席 の 指 定

○議長（喜村喜代治君）日程第3 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によりまして、ただ今着席のとおり議長において指定いたします。

---

会議録署名議員の指名

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第4 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、1番 高谷直樹君、2番 谷口 善治君といたします。

---

#### 会 期 の 決 定

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第5 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、本臨時会は、本日1日間とすることに決定いたしました。

---

#### 副 議 長 の 選 挙

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第6 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。副議長に、6番 大浦 和博君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました大浦 和博君を副議長の当選人と定めることにいたしたいと存じます。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました大浦 和博君が副議長に当選いたしました。

ただいま副議長に当選された大浦 和博君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

副議長 大浦 和博君より当選承諾の発言を求めます。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）大浦 和博君

〔副議長（大浦和博君）登壇〕

○副議長（大浦 和博君）副議長就任にあたり、ひと言ご挨拶申し上げます。

ただいま本会議におきまして、皆さま方にご推挙いただき、副議長に就任させていただくことになりました。誠に身に余る光栄でございます。

南越前町議会の副議長であるという大任を拝し、その責任の大きさを痛感しております。これからは、町民の皆さまから更なる信頼を得られるような議会を目指し、喜村議長の補佐役として支え、公正かつ円滑な議会運営に努めてまいり所存でございますので、議員の皆さま方のご指導ご鞭撻を賜り、職責を全うしたいと思っております。また、理事者各位におかれましても、格別のご支援ご協力をお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔副議長（大浦和博君）降壇〕

○議長（喜村喜代治君）暫時休憩いたします。

---

休 憩  
〔休憩 午前10時19分〕  
〔再開 午後 3時00分〕

---

再 開

○議長（喜村喜代治君）会議を再開いたします。

---

常任委員会委員の選任

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第7 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任につきましては、南越前町議会委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長においてそれぞれ6名を指名いたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(喜村喜代治君) 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

---

#### 議会運営委員会委員の選任

○議長(喜村喜代治君) 次に、日程第8 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、南越前町議会委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において6名を指名いたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(喜村喜代治君) 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

---

#### 組合議会議員の選挙

○議長(喜村喜代治君) 次に、日程第9 南越消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(喜村喜代治君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(喜村喜代治君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

南越消防組合議会議員に、1番 高谷 直樹君、8番 熊谷 良彦君、9番 加藤 伊平君、10番 喜村 喜代治を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今指名いたしました諸君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(喜村喜代治君) 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました諸君が南越消防組合議会議員に当選されました。

ただ今当選されました諸君が議場におられますので、南越前町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

次に、日程第10 南越清掃組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(喜村喜代治君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(喜村喜代治君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

南越清掃組合議会議員に、5番 坪川 伸理君、7番 城野 庄一君、10番 喜村 喜代治、12番 山本 優君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今指名いたしました諸君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました諸君が南越清掃組合議会議員に当選されました。

ただ今当選されました諸君が議場におられますので、南越前町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

次に、日程第11 福井県丹南広域組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

福井県丹南広域組合議会議員に、4番 山本 徹郎君、6番 大浦 和博君、10番 喜村 喜代治を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今指名いたしました諸君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました諸君が福井県丹南広域組合議会議員に当選されました。

ただ今当選されました諸君が議場におられますので、南越前町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

次に、日程第12 公立丹南病院組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

公立丹南病院組合議会議員に、3番 高橋 宏介君、6番 大浦 和博君、11番 平谷 弘子君3名を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今指名いたしました諸君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました諸君が公立丹南病院組合議会議員に当選されました。

ただ今当選されました諸君が議場におられますので、南越前町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

次に、日程第13 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

福井県後期高齢者医療広域連合議会議員に、10番 喜村 喜代治を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今指名いたしました10番 喜村 喜代治を当選人と定めることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(喜村喜代治君) 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました10番 喜村 喜代治が福井県後期高齢者医療連合議会議員に当選しました。

ただ今当選しました10番 喜村 喜代治が議場におりますので、南越前町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

---

#### 特別委員会設置の決議

○議長(喜村喜代治君) 次に、日程第14 発議第3号 原子力安全対策特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

本案につきましては、南越前町議会委員会条例第5条及び南越前町議会会議規則第14条の規定により、大浦 和博君他2名の諸君から議員全員で構成する原子力安全対策特別委員会を設置し、閉会中も継続して諸課題の調査を行うため提案されたものです。

お諮りいたします。原子力安全対策事業は、当町において重要な案件でありますので、議員全員で構成する特別委員会を設置して、閉会中も継続して調査を付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(喜村喜代治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、議員全員で構成する原子力安全対策特別委員会を設置して、閉会中も継続して調査を付託することに決定しました。

次に、日程第15 発議第4号 新幹線・在来線対策特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

本案につきましては、南越前町議会委員会条例第5条及び南越前町議会会議規則第14条の規定により、加藤 伊平君他2名の諸君から議員全員で構成する新幹線在来線対策特別委員会を設置し、閉会中も継続して諸課題の調査を行うため提案されたものです。

お諮りいたします。新幹線関係及び在来線対策事業は、当町において重要な案件でありますので、議員全員で構成する特別委員会を設置して、閉会中も継続して調査を付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)



○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、本案は、議員全員で構成する新幹線・在来線対策特別委員会を設置して、閉会中も継続して調査を付託することに決定しました。

次に、日程第16 発議第5号 自然保護並びに環境保全対策特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

本案につきましては、南越前町議会委員会条例第5条及び南越前町議会会議規則第14条の規定により、城野 庄一君他2名の諸君から議員全員で構成する自然保護並びに環境保全対策特別委員会を設置し、閉会中も継続して諸課題の調査を行うため提案されたものです。

お諮りいたします。自然保護並びに環境保全対策事業は、当町において重要な案件でありますので、議員全員で構成する特別委員会を設置して、閉会中も継続して調査を付託することにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、本案は、議員全員で構成する自然保護並びに環境保全対策特別委員会を設置して、閉会中も継続して調査を付託することに決定しました。

次に、日程第17 発議第6号 議会広報特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

本案につきましては、南越前町議会委員会条例第5条及び南越前町議会会議規則第14条の規定により、山本 優君他2名の諸君から議員6名で構成する議会広報特別委員会を設置し、閉会中も継続して議会活動に関する調査広報を行うため提案されたものです。

お諮りいたします。議会広報を通して、議会活動を町民に広く知っていただくことは、開かれた議会を推進していくためには必要なことでもありますので、議員6名で構成する特別委員会を設置して、閉会中も継続して議会活動に関する調査広報を付託することにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、本案は、議員6名で構成する議会広報特別委員会を設置して、閉会中も継続して議会活動に関する調査広報を付託することに決定しました。

---

## 特別委員会委員の選任

○議長（秋田重敏君）次に、日程第18 特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員会委員の選任につきましては、南越前町委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました諸君をそれぞれの特別委員会委員に選任することに決しました。

暫時休憩いたします。

---

休	憩
〔休憩	午後 3時15分〕
〔再開	午後 3時16分〕

---

再 開

○議長（喜村喜代治君）会議を再開いたします。

休憩中に南越前町議会委員会条例第8条の規定により、各常任委員会、議会運委員会、各特別委員会の委員長、副委員長が互選されましたので報告いたします。

総務文教常任委員会の委員長に7番 城野 庄一君、副委員長に2番 谷口 善治君。

次に、産建厚生常任委員会の委員長に4番 山本 徹郎君、副委員長に1番 高谷 直樹君。

次に、議会運営委員会の委員長に9番 加藤 伊平君、副委員長に3番 高橋 宏介君。

次に、原子力安全対策特別委員会の委員長に12番 山本 優君、副委員長に8番 熊谷 良彦君。

次に、新幹線・在来線対策特別委員会の委員長に8番 熊谷 良彦君、副委員長に5番 坪川 伸理君。

次に、自然保護並びに環境保全対策特別委員会の委員長に3番 高橋宏介君、副委員長に1番 高谷 直樹君。

次に、議会広報特別委員会の委員長に6番 大浦 和博君、副委員長に5番 坪川 伸理君が選任されましたので、ご報告いたします。

それでは、選任されました各委員長の方は、その場でお立ちください。

委員長を代表いたしまして、総務文教常任委員長の城野 庄一君から、就任に当たり挨拶をしていただきたいと思います。

総務文教常任委員長 城野 庄一君。

〔 総務文教常任委員長（城野庄一君）登壇 〕

○総務文教常任委員長（城野庄一君）各委員長を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま議員各位のご推挙によりまして、私たちが委員長の重責を仰せつかりました。委員各位のご厚意に対し、心よりお礼申し上げます。誠に微力ではございますが、委員各位並びに議員各位のご協力を賜りながら、その責務を遂行いたしたいと存じます。今後とも皆さま方の格別なるご理解とご協力を賜りながら、町政発展のために努力してまいりたいと思います。なお、理事者各位におかれましては、委員各位の発言を尊重していただきますとともに、その意のあるところをご理解とご協力を賜りますようお願いいたしまして、簡単ですが委員長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔 総務文教常任委員長（城野庄一君）降壇 〕

○議長（喜村喜代治君）以上で委員長の就任の挨拶を終わります。ご着席ください。

---

#### 議 案 の 上 程

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第19 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（南越前町税条例等の一部改正）から日程第23 議案第58号 南越前町監査委員の選任についてまでの5議案を一括して議題といたします。

---

#### 提 案 理 由 の 説 明

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長より、提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）本臨時議会にご提案申し上げました各案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

提案いたしました議案は、専決処分の承認を求めるものが2件、条例の一部改正に関するものが2件、南越前町監査委員の選任に関するものが1件の計5議案であります。

最初に、議案第54号と議案第55号の専決処分の承認を求めることについてありますが、これらはいずれも事務上急を要し、議会を招集する時間的余裕がないものと認め、去る令和4年3月31日に専決処分をもって決定いたしましたものであります。

その内容につきましては、最初に、議案第54号 南越前町税条例等の一部改正について専決処分の承認を求めることについてありますが、これは地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、南越前町税条例等の一部を改正する必要が生じたので、専決処分いたしましたものであります。

続きまして、議案第55号 南越前町国民健康保険税の一部改正について専決処分の承認を求めることについてありますが、これは、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、南越前町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、専決処分いたしましたものであります。

以上、専決処分の承認を求める議案2件につきまして、ご説明を申し上げます。

次に、議案第56号 南越前町一般職の職員の給与に関する条例及び南越前町常勤の特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。これは、人事院の国家公務員の給与に関する勧告に伴い、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことから、本町の一般職及び特別職の職員についても期末手当の支給割合等の改正を行いたいので、今回提案いたしますものであります。

次に、議案第57号 南越前町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてありますが、議案第56号において特別職の職員の期末手当の支給割合を改正することに伴い、均衡を図るために議員の期末手当の支給割合を改正するものであります。

次に、議案第58号 南越前町監査委員の選任につきまして、ご説明申し上げます。議員のうちから選任する監査委員の任期満了に伴い、平谷 弘子議員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上、本臨時議会にご提案申し上げました各案件の概要につきましてご説明申し上げます。ご審議をいただき妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

上げます。以上です。

〔町長（岩倉光弘君）降壇〕

○議長（喜村喜代治君）これにて、提案理由の説明を終わります。

---

質 疑

○議長（喜村喜代治君）これより、議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（南越前町税条例等の一部改正）に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

討 論

○議長（喜村喜代治君）これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

---

採 決

○議長（喜村喜代治君）これより採決を行います。議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（南越前町税条例等の一部改正）は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（喜村喜代治君）起立、全員です。

よって、議案第54号は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

質 疑

○議長（喜村喜代治君）次に、議案第55号 専決処分の承認を求めることについて

て（南越前町国民健康保険税条例の一部改正）に対する質疑を行ないます。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

討 論

○議長（喜村喜代治君） これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

---

採 決

○議長（喜村喜代治君） これより採決を行います。議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（南越前町国民健康保険税条例の一部改正）は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（喜村喜代治君） 起立、全員です。

よって、議案第55号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

質 疑

○議長（喜村喜代治君） 次に、議案第56号 南越前町一般職の職員の給与に関する条例及び南越前町常勤の特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

討 論

○議長（喜村喜代治君） これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

---

採 決

○議長（喜村喜代治君）これより採決を行います。議案第56号 南越前町一般職の職員の給与に関する条例及び南越前町常勤の特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（喜村喜代治君）起立、全員です。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決いたしました。

---

質 疑

○議長（喜村喜代治君）次に、議案第57号 南越前町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

討 論

○議長（喜村喜代治君）これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

---

採 決

○議長（喜村喜代治君）これより採決を行います。議案第57号 南越前町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり

決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（喜村喜代治君）起立、全員です。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### 監査委員の選任

○議長（喜村喜代治君）次に、議案第58号 南越前町監査委員の選任については、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、11番 平谷 弘子君の退場を求めます。

〔11番（平谷弘子君）退場〕

○議長（喜村喜代治君）本案は、人事案件でありますので、慣例により質疑・討論を省略し、ただちに採決をしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、本案は質疑・討論を省略し、採決することに決定しました。

---

#### 採 決

○議長（喜村喜代治君）これより採決を行います。議案第58号 南越前町監査委員に平谷 弘子君を選任することについては、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。

よって、議案第58号については、原案のとおり同意することに決定しました。議案第58号 南越前町監査委員の選任についての議事が終了いたしましたので、平谷 弘子君の入場を許可します。

平谷議員が入場されるまで、しばらくお待ちください。

〔11番（平谷弘子君）入場復席〕



---

閉 会

○議長（喜村喜代治君）以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

閉会にあたり、岩倉町長より発言を求められておりますので、これを許します。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）本日の臨時議会の終わりにあたりまして、ひと言お礼を申し上げます。本日の5月臨時議会に提案をいたしました5議案全てを議決いただきまして、誠にありがとうございました。

また、本日、喜村議長・大浦副議長・平谷監査委員を始めとし、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の各委員、組合議会の議員など、人事・組織が決定されたわけではありますが、議員各位には心からお祝いを申し上げたいと思います。誠にめでとうございます。

人口減少対策、地域の活性化など、本町を取り巻く課題は山積し行財政運営についても、依然厳しいものがあります。

本日決定されました議会組織が、南越前町の大いなる発展に寄与されますことを切望いたしますとともに、議員各位が益々ご健勝でご活躍されますことをご祈念申し上げますとお礼の言葉とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

〔町長（岩倉光弘君）降壇〕

○議長（喜村喜代治君）議員各位におかれましては、議事進行にご協力いただき、厚くお礼を申し上げます。また、今臨時会での新しい議会構成のもとで、本町の更なる発展のために、ご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

これもちまして、令和4年5月南越前町議会臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午後3時34分〕